

第9回 香川県新型コロナウイルス対策本部会議 議事概要

日時 令和2年4月17日（金）17：00～17：15

場所 県庁本館21階特別会議室

本部長（知事）開会挨拶

昨日、新型インフルエンザ等対策特別措置法、いわゆる特措法に基づく緊急事態宣言の対象の区域が、全都道府県に拡大された。

今回の事態は、現下の全国的な感染拡大を踏まえ、このような思い切った対応がなされたものと重く受け止めている。

本県においては、今月14日に、独自の「香川県緊急事態」宣言をしたところであるが、こうした国の決定を踏まえ、引き続き、国及び都道府県とも力を合わせて、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に取り組む必要がある。

各部局においては、特措法に基づく緊急事態宣言を踏まえ、感染拡大防止と県民の安全安心の確保に向け、あらゆることを想定して、万全の準備を行っていただきたい。

議題1「緊急事態宣言の区域変更について」

健康福祉部長から資料に沿って説明

本部長発言

国内の新型コロナウイルスの感染拡大は大変厳しいものになっている。今後も引き続き、特措法に関する国の動きなど、迅速かつ正確に情報収集するよう努めてください。

議題2「緊急事態宣言の区域変更を踏まえた本県の対応について」

本部長から資料に沿って説明

○ 4月14日に、私から県民の皆様に向けて、香川県独自の緊急事態を宣言し、県民の皆様へのお願いとして、5つの項目、

- ①人との接触をできるだけ控えること
- ②不要不急の外出を控えること

（生活上必要な物の買い出しや、やむをえない仕事等以外の外出）

- ③やむを得ない外出の場合も人混みを避ける、3密を避ける
- ④体調が悪い時は、勇気をもって仕事を休む

- ⑤こまめな手洗い・咳エチケット、体調管理（バランスのよい栄養、十分な睡眠時間、適度な運動）

を守っていただくようお願い申し上げたところ。

○ 昨日、緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大されたことに伴い、本県の特措法に基づく緊急事態措置として、次のことを、県民の皆様にご要請する。

- ・ 県民の皆様には、まず、「香川県緊急事態」宣言でお願い申し上げたことを守ってください。
- ・ 特に、外出の自粛について、今月末からの大型連休期間においては、都道府県をまたいだ不要不急の帰省、旅行などの移動を控えてください。こちらから東京・大阪等に出

かけることはもちろん、逆に東京・大阪等からの来訪もぜひ控えていただきたい。

・ 県民の皆様も、自宅に居てください。できるだけ、外出を控えてください。

○ この連休を楽しみにされている方もいらっしゃることは思うが、ここで新型コロナウイルスの感染拡大に何とか歯止めをかけるために、御協力をいただきたい。強くお願い申し上げます。

事態が日々刻々と変わっていき大変厳しい状態だが、県民の皆様の安全・安心の確保を図るため、各部局一丸となって事態に当たり、感染拡大防止に全力を傾けていただきたい。